

大阪大学個人被ばく線量の測定要項

平成 元年 2月 13日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 5年 2月 9日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 13年 3月 13日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 13年 3月 20日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
令和 5年 7月 6日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正

1. 管理区域に立ち入った者の受けた放射線の量は外部被ばく線量及び内部被ばく線量とする。
2. 外部被ばく線量の測定は原則として胸部（女子^{※1}にあつては腹部）について測定する。
3. 測定は管理区域に立ち入っている間、連続して行うこと。
4. 外部被ばく線量の測定は、下表により放射線測定器において行い、困難な場合は計算により行う。

区分	人 体 部 位	線 量
(1)	胸部（女子 ^{※1} にあつては腹部）	1センチメートル線量当量 70マイクロメートル線量当量 (中性子線については1センチメートル線量当量)
(2)	(イ) 頭部及びけい部 (ロ) 胸部及び上腕部 (ハ) 腹部及び大たい部	(イ)、(ロ)、(ハ)のうち最大被ばく部位となるおそれのある部分が、(ロ)（女子 ^{※1} （ハ））以外の場合は、当該部位についても測定する。 1センチメートル線量当量 70マイクロメートル線量当量 (中性子線については1センチメートル線量当量)
(3)	眼の水晶体	眼の近傍その他の適切な部位 1センチメートル線量当量 3ミリメートル線量当量 70マイクロメートル線量当量
(4)	その他の部位	最大被ばく部位が(2)の(イ)、(ロ)、(ハ)、及び(3)以外の部分の場合は、当該部位についても測定する。 70マイクロメートル線量当量 (中性子線についてはこの限りでない。)

5. 放射性同位元素を謝って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合には、内部被ばくについても測定を行うこと。
6. 内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の種類毎に、測定値又は放射性同位元素の使用量から摂取量を計算し、法令に定められた算出方法を用いて算出する。
7. 測定の結果は次の項目について記録すること。
 - イ. 集計期間（外部被ばく）あるいは測定日時（内部被ばく）
 - ロ. 測定対象者の氏名
 - ハ. 測定をした者の氏名
 - ニ. 放射線測定器の種類及び型式
 - ホ. 測定方法
 - ヘ. 測定部位（外部被ばく）及び測定結果
8. 前項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。
 - イ. 算定年月日
 - ロ. 対象者の氏名
 - ハ. 算定した者の氏名
 - ニ. 算定対象期間
 - ホ. 実効線量
 - ヘ. 等価線量及び組織名4月1日を始期とする1年間並びに女子^{※2}にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間とする。
9. 集計及び算定の期間は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子^{※2}にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間とする。
10. 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合又は水晶体の等価線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間の等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間^{※3}の累積実効線量、眼の水晶体に対しては累積等価線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目について記録すること。
 - イ. 集計年月日
 - ロ. 対象者の氏名
 - ハ. 集計した者の氏名
 - ニ. 集計対象期間
 - ホ. 累積実効線量
11. 汚染の状況の測定は非密封放射性同位元素取扱施設から退出する際に、汚染されたおそれのある人体部位ならびに着用物の表面について放射線測定器を用いて行うこと。
12. 汚染が除去できない場合は次の事項を記録すること。
 - イ. 測定日時
 - ロ. 測定対象者の氏名
 - ハ. 測定をした者の氏名
 - ニ. 放射線測定器の種類及び型式
 - ホ. 汚染の状況
 - ヘ. 測定方法

ト．測定部位及び測定結果

13. 測定、集計、算定には、所属部局以外の放射線施設に立ち入った際に受けた被ばく量についても行うこと。
14. 測定及び算定の記録は、対象者の所属する当該部局で保管すること。
15. 4.で定める放射線測定はISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得している機関が発行する放射線測定器を用いること。
16. 6.で定める内部被ばくの測定に放射線測定器を使用するときは、その測定器について点検及び校正を1年毎に、適切に組み合わせて行うこと。

※1：妊娠不能と診断された者及び教職員以外の者であって妊娠の意志のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。

※2：本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子。

※3：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間